

令和2年9月18日

保険薬局各位

公益社団法人富山県薬剤師会  
会長 西尾 公秀

## 処方医薬品の適正な取扱いについて（注意喚起）

富山県厚生部くすり政策課より、薬局に対する行政処分（業務停止）について次の通り、連絡がありました。

今般、下記薬局に対し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第75条第1項の規定に基づき業務停止の処分を行いました。

### 記

#### 1 処分対象業者

業者名：株式会社 ROSSO（代表取締役 小林 貫太郎）

所在地：神奈川県藤沢市片瀬海岸 二丁目 10 番 10 号

#### 2 処分対象薬局

(1) ひまわり薬局（高岡市戸出町 三丁目 15 番 38 号）

(2) 福野ひまわり薬局（南砺市やかた 221 番地）

(3) ひまわり薬局砺波店（砺波市中神三丁目 3 番地）

#### 3 行政処分の内容及び理由

(1) 福野ひまわり薬局

薬局の業務停止 13 日間（令和2年9月18日（金）から同月30日（水）まで）

ア 当該薬局において、医師等から処方箋の交付を受けていない従業員に対して、正当な理由なく、処方箋医薬品を販売した。（法第49条第1項違反）

イ 当該薬局において、従業員に対し、法施行規則第205条で定められた文書の交付を受けずに劇薬を販売した。（法第46条第1項違反）

ウ 管理薬剤師は、処方箋医薬品を処方箋なく販売するなど管理者の義務を怠った。（法第8条第1項違反）

(2) ひまわり薬局、ひまわり薬局砺波店

薬局の業務停止 12 日間（令和2年9月18日（金）から同月29日（火）まで）

上記（1）ア及びウに該当

#### 4 備考

所在地が上市町の「ひまわり薬局」は、別法人が開設するもので、本件とは全く関係ありません。以上

つきましては、富山県厚生部長より、次の通り、処方医薬品の適正な取扱いについての通知がありましたので、貴薬局におかれましても、改めて周知徹底いただきますようお願いいたします。

今般、県内の薬局において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）に違反していたことから、薬局を所管する厚生センターにおいて、法第75条第1項の規定に基づき業務停止の処分を行いました。

本事例は、長期間にわたり、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者である薬局従業員に対して、正当な理由なく、処方箋医薬品を販売したものであり、県民の薬局に対する信頼を損なう誠に遺憾な行為であると考えます。

ついでには、以前にも同様の違反があり、法遵守について注意喚起を行ったところですが、再度、法の規定に基づき、処方箋医薬品の適正な取扱いを徹底するよう、貴会会員に周知徹底願います。